

平成26年第1回羽幌町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成26年3月12日（水曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 1号 平成25年度定期監査報告（第3次）について
- 第 4 報告第 2号 専決処分の報告について
「和解及び損害賠償の額の決定について」
- 第 5 報告第 3号 放棄した私債権の報告について
- 第 6 議案第 3号 職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の
一部を改正する条例
- 第 8 議案第 5号 羽幌町奨学基金条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 6号 羽幌町社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正
す
る条例
- 第10 議案第 7号 羽幌町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第 8号 羽幌町介護予防・生活支援事業実施条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第 9号 羽幌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第10号 羽幌町教育研究所設置条例を廃止する条例
- 第14 議案第11号 戸籍事務の一部委託に関する規約について
- 第15 議案第12号 留萌中部障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について
- 第16 議案第13号 留萌地域公平委員会共同設置に関する規約の変更について
- 第17 議案第14号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について
- 第18 議案第15号 平成25年度羽幌町一般会計補正予算（第9号）
- 第19 議案第16号 平成25年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2
号）
- 第20 議案第17号 平成25年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1
号）
- 第21 議案第18号 平成25年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第22 議案第19号 平成25年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第23 議案第20号 平成25年度羽幌町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第24 議案第 1号 羽幌町中小企業経営安定支援基金条例

- 第25 議案第 2号 羽幌町企業振興促進条例
 第26 議案第21号 平成26年度羽幌町一般会計予算
 第27 議案第22号 平成26年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算
 第28 議案第23号 平成26年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算
 第29 議案第24号 平成26年度羽幌町介護保険事業特別会計予算
 第30 議案第25号 平成26年度羽幌町下水道事業特別会計予算
 第31 議案第26号 平成26年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算
 第32 議案第27号 平成26年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算
 第33 議案第28号 平成26年度羽幌町水道事業会計予算
 第34 発議第 1号 羽幌町各会計予算特別委員会の設置並びに委員の選任について

○出席議員（9名）

2番 金 木 直 文 君	3番 小 寺 光 一 君
4番 寺 沢 孝 毅 君	5番 船 本 秀 雄 君
7番 平 山 美知子 君	8番 橋 本 修 司 君
9番 駒 井 久 晃 君	10番 熊 谷 俊 幸 君
11番 室 田 憲 作 君	

○欠席議員（2名）

1番 森 淳 君	6番 磯 野 直 君
----------	------------

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	舟 橋 泰 博 君
副 町 長	石 川 宏 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
教育委員会委員長	大 橋 鉄 夫 君
監 査 委 員	長谷川 一 志 君
農業委員会会長	高 見 忠 芳 君
会 計 管 理 者	今 野 睦 子 君
総 務 課 長	井 上 顕 君
総務課長補佐	酒 井 峰 高 君
総務課総務係長	伊 藤 雅 紀 君
総務課職員係長	棟 方 富 輝 君
総 務 課 長	敦 賀 哲 也 君
総務課企画係長	熊 谷 裕 治 君
政策推進係長	三 浦 義 之 君
財 務 課 長	

財務課主幹	上田章裕君
財務課主幹	豊島明彦君
財務課財政係長	葛西健二君
財務課經理係長	清水聡志君
町民課長	水上次常男君
町民課主幹	飯上作昌巳君
福祉課長	鈴木典生君
福祉課長補佐	更科滋子君
福祉課主幹	奥山洋美君
福祉課長	門間憲一君
福祉課長	藤井延佳君
福祉課長	木村和美君
福祉課長	高橋伸君
建設水道課長	安宅正夫君
建設水道課主幹	吉田吉信君
建設水道課主幹	石川隆一君
建設水道課主幹	三上浪敏文君
建設水道課主幹	三笹内雅滿君
建設水道課主幹	竹山川惠生君
建設水道課主幹	小笠原聡君
建設水道課主幹	江良貢君
建設水道課主幹	鈴木繁君
建設水道課主幹	佐々木慎也君
建設水道課主幹	谷中隆君
建設水道課主幹	木村康治君
建設水道課主幹	大平良治君
建設水道課主幹	山田太志君
建設水道課主幹	渡辺博樹君
建設水道課主幹	今村裕之君
建設水道課主幹	熊木良美君
建設水道課主幹	宮崎寧大君
建設水道課主幹	湊正子君

◎開議の宣告

○議長（室田憲作君） ただいまから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（室田憲作君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、

4番 寺 沢 孝 毅 君 5番 船 本 秀 雄 君

を指名します。

◎諸般の報告

○議長（室田憲作君） 日程第2、諸般の報告を行います。

本日の欠席届は、6番、磯野直君であります。

本日の遅刻届は、1番、森淳君であります。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎報告第1号

○議長（室田憲作君） 日程第3、報告第1号 平成25年度定期監査報告（第3次）についてを議題とします。

本案について代表監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、長谷川一志君。

○代表監査委員（長谷川一志君） ただいま議題となりました平成25年度定期監査報告（第3次）についてご説明を申し上げます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告をいたします。

次の1ページをお開き願います。定期監査報告書。

1、監査の時期及び対象は、平成26年1月27日から1月31日までの5日間にわたりまして、農業委員会、産業課、建設水道課の3機関を対象に駒井監査委員とともに実施したところでございます。

2、監査の対象とした事項ではありますが、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、提出された関係書類、帳簿等に基づきその内容を確認するとともに、関係職員からの聞き取りにより実施をいたしました。

3、監査の結果につきましては、財務に関する事務についてそれぞれ適正な執行に努

められたものと認められました。

主な内容については、次のとおり報告をいたします。2ページをお開き願います。以下、12月末現在における主な事項についてご説明を申し上げます。

最初に、農業委員会について申し上げます。(1)、農地法等に基づく取り扱い処理状況であります。耕作目的による権利移動等の処理件数は合計92件となっております。

次の(2)、農業者年金受給状況では、受給者数は145人となっております。

(3)の契約状況は省略をさせていただきます。

3ページをお開き願います。産業課について申し上げます。1、農林水産事業の(1)、農林水産振興事業補助金交付状況では、合計件数は47件で、補助金額は2億4,781万2,338円であります。前年度に比較して農業振興センター整備事業補助金で1億円増となりましたが、漁協新水産物荷さばき施設事務所整備事業補助金2億9,419万5,000円などが減となったことにより、全体では約1億7,500万円減少しております。

4ページをお開き願います。(2)、焼尻めん羊育成管理状況であります。管理頭数は合計527頭であります。前年同期と比較し3頭の増となっております。内訳は記載のとおりでございます。

次に、5ページをお開き願います。(3)、契約状況、①の工事契約では、中段の焼尻めん羊牧場の草地改良面積は36.42ヘクタールとなっております。次の町有林整備事業であります。築別地区で施行しました間伐面積は15.56ヘクタール、平、上羽幌地区で施行しました下刈り面積は7ヘクタールとなっております。次に、②の委託契約では2,458万5,496円ありますが、このうち緊急雇用創出推進事業関連では2件で1,422万2,880円となっております。

(4)の漁村環境改善総合センター利用状況は、ごらんのとおりの内容となっております。

6ページをお開き願います。2、商工観光事業について申し上げます。(1)、資金融資利用状況、①、中小企業特別融資利用状況であります。金融機関の融資限度額が前年度の3億9,000万円から5億円に増額となっております。利用件数は合計92件、融資残額は3億758万5,300円で、利用率は61.52%となっております。次の②、中小企業特別小口資金の利用件数はございません。

(2)、契約状況の①、工事契約であります。契約金額1,499万8,200円に対しまして全額支出済みであります。②の委託契約については記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

7ページをお開き願います。(3)の焼尻発電所運転保守業務受託事業の契約金額は4,641万円で、収入済額の合計は3,767万1,305円あります。このうち、営業、配電事業及び諸費用は実績精算額であります。

(4)、商工観光振興事業補助金交付状況であります。合計件数は18件で、内訳

は商工関係で6件、労働関係で2件、観光関係10件で補助金額は5,469万8,991円で、うち交付済み額は4,428万1,598円となっております。

(5)、観光施設等入り込み状況では、合計で4,239人増の11万7,273人となっております。

8ページをお開き願います。(6)の観光イベント入り込み状況、(7)、勤労青少年ホーム利用状況は記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

9ページをお開き願います。建設水道課について申し上げます。1、建設港湾事業の(1)、契約状況であります。内訳は記載のとおりでございますが、⑥のその他工事委託契約において前年度契約金額より約1億8,300万円減少し、7,555万8,000円となっておりますが、羽幌港旅客上屋新築工事費等の減によるものであります。

10ページをお開き願います。(3)の道路占用許可状況は省略をさせていただきまして、(4)、建築確認申請状況であります。表の右下、合計欄では合計で新築で5件、増築で1件の合計6件、前年度より増となっております。

(5)、町道舗装整備状況では、実延長の増減はありませんが、舗装延長で216メートル、舗装率で0.1%、前年度より増となっております。

11ページをお開き願います。(6)、町道除雪計画であります。道路延長、除雪延長及び委託延長ともに前年度より0.3キロメートルの増となっておりますが、除雪率の増減はございません。

次に、2の上水道事業、(1)、契約状況の①、工事契約金額4,152万7,500円と下段の3、下水道事業の工事契約金額1,922万5,500円に対しましては全額支出済みとなっております。

次の12ページの②、委託契約につきましては省略をさせていただきまして、下段の(2)、水洗便所等改造に関する状況の①、公営住宅及び一般住宅についてであります。表の下段に平成14年度から25年度までの年度別水洗便所改造戸数を記載しております。前年度と比較をいたしますと18戸減少し、累計では1,679戸となっております。

13ページをお開き願います。②、補助金交付状況であります。各世帯及び集合住宅等の合計件数は31件で、補助金交付額は657万5,000円となっております。③、資金あっせん状況では25年12月末現在、貸し付けは2件の87万円で、累計では29件、貸付金額は2,084万円となっております。次の④の受益者負担金前納報奨金支給状況は省略をさせていただきます。

次に、4、簡易水道事業、(1)、契約状況の①、工事契約と次の14ページの②、委託契約は、いずれも契約金額に対しまして全額支出済みであります。内訳は記載のとおりでありますので、省略をいたします。

以上で平成25年度第3次定期監査報告といたします。よろしくご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから監査報告の内容について、監査委員に対し質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

討論は、議会の運営に関する基準に基づき省略します。

これから報告第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号 平成25年度定期監査報告（第3次）については原案のとおり承認することに決定しました。

◎報告第2号

○議長（室田憲作君） 日程第4、報告第2号 専決処分の報告について「和解及び損害賠償の額の決定について」を議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

産業課長、江良貢君。

○産業課長（江良 貢君） それでは、専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

平成26年3月11日提出、羽幌町長。

次ページをごらんください。専決処分書でございます。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

処分事項は、和解及び損害賠償の額の決定についてであります。

和解の相手方の住所、氏名については記載のとおりでございます。

和解の内容ですが、1、羽幌町は相手方に対し、既払金1,840円のほか、通院付添料として、金2,050円を支払うものであります。

本件については、今後双方ともに一切の異議申し立てをしない旨の取り決めであります。

損害賠償額は3,890円であります。なお、この損害賠償額は全額保険の適用となっております。

それでは、事故の概要についてご報告申し上げます。発生日時は、平成25年9月22日日曜日の午後零時20分ごろ、発生場所は羽幌町字朝日34番地、農村公園、オロちゃんランドでございます。事故状況ですが、農村公園の築山の中腹にあります大型の複合遊具に遊具同士をワイヤーでつなぎ、そのワイヤーにつり下げた滑車つきの椅子に

座り、移動して遊ぶ通称レールウェイという遊具がございます。事故は、その椅子に母親が座り、被害者の幼児を抱きかかえて移動をしている際に、幼児が誘導ロープを通すリングに指を挟み、けがをしたものでございます。直ちに道立羽幌病院にて受診したところ、軽傷ではあったものの後遺症の可能性も考えられることから、経過観察をしつつ、完治したとして昨年12月26日に示談書を交わし、同日で専決処分したものでございます。

平成25年12月26日、羽幌町長。

被害者及びご両親には、公園で楽しく遊んでいる際にこのような事故に遭遇され、お子様がけがを負い、病院受診や後遺症のご心配など多大なご迷惑をおかけしたことにつきまして、この場をかりておわびを申し上げたいと思います。

この遊具につきましては、9月24日に使用禁止の措置をとり、製造元に対し類似の事故について発生状況を確認したところ、同様の事例はないものの、事故を未然に防ぐためにこの遊具につきましては椅子を撤去し、使用できない状況としております。これにかわる遊具につきましては、施設の全体的配置や安全基準等を勘案しつつ、今後進めてまいりたいと考えております。公園遊具における事故防止につきましては、安全に遊べるよう日ごろから機器を点検し、以後このような事故が起きないように努めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして報告にかえさせていただきます。

○議長（室田憲作君） これから報告第2号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

本案は、議会の委任による専決処分のため承認を要しませんので、これをもって報告を終わります。

◎報告第3号

○議長（室田憲作君） 日程第5、報告第3号 放棄した私債権の報告についてを議題とします。

本案について報告の内容説明を求めます。

建設水道課長、安宅正夫君。

○建設水道課長（安宅正夫君） ただいま上程されました報告第3号 放棄した私債権の報告につきましてご説明を申し上げます。

羽幌町私債権の管理に関する条例第4条第2号の規定により、町の私債権について、次のとおり放棄したので、第5条の規定により報告するものでございます。

平成26年3月11日提出、羽幌町長。

債権の名称は、工事の契約解除に伴う前払金返納延滞利息、債務者の住所、名称は記載のとおりとなっております。放棄した債権の額は3万2,500円、放棄した時期は

平成26年1月20日、放棄した理由及び提案の理由でございますが、工事発注者の請負契約履行不能届けにより平成24年12月17日、契約を解除いたしまして、平成24年12月21日、破産手続開始通知に伴い、工事出来高検査を発注者、羽幌町と破産管財人及び建設業信用保証会社の現地立ち会いによりまして工事記載部分の出来高率ゼロ%を確認し、同意をしております。その後、債権確認等の手続が破産管財人より進められて、平成25年2月4日、建設業信用保証会社から前払い金の全額返還並びに損害保険会社からは契約解除違約金の同額が平成25年2月19日、公共工事履行保証金として支払われて受領しております。

放棄した私債権は、工事請負契約書約款第46条の規定により、受注者受領済みの前払い金額は工事の出来高がないことから全額余剰額として、前払い金支払い日の日から返還の日までの日数に応じ、法定利率の割合で計算した額の利息を発注者に支払う規定をしており、前払い金返納までの87日間の延滞利息請求を破産管財人に請求しておりましたが、破産団体という形で管理する破産者の換価処分財産が破産手続の費用を支弁するのに不足すると認める裁判所の決定の理由によりまして破産手続が廃止されたため、羽幌町私債権の管理に関する条例に基づきまして町の私債権について放棄したので、報告するものであります。

以上、内容をご理解いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから報告第3号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

本案は、条例に基づく権利の放棄であるため承認を要しませんので、これをもちまして報告を終わります。

◎議案第3号

○議長（室田憲作君） 日程第6、議案第3号 職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、井上顕君。

○総務課長（井上 顕君） それでは、ただいま上程されました議案第3号 職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明申し上げます。

平成26年3月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、共済年金の支給開始年齢の引き上げに伴い、任期の末日に関する特例を定めるため、条例を改正しようとするものであります。

職員の再任用制度は、平成13年の地方公務員法の改正により本町においてもこれに係る条例を制定しておりますが、年金の報酬比例部分の支給開始年齢が平成25年度か

ら段階的に65歳へ引き上げられることに伴い、60歳で定年退職した職員について無収入期間が発生しないよう、再任用による雇用と年金の接続について総務副大臣から要請がありました。本町では、この通知を受け、これまでその運用を凍結していた本制度を新年度から運用し、定年退職者等が再任用を希望した場合の対応といたく、条例の一部改正をしようとするものであります。

再任用制度の具体的な運用としては、その勤務形態を週29時間の短時間勤務とし、休暇や人事管理、諸制度については定年前と同様、健康保険等はこれまでの共済組合員から社会保険厚生年金へ、また雇用保険にも新たに加入するなどであります。給料は、条例で定めております再任用職員の給料3級に格付しますが、勤務時間からその額は4分の3となります。また、一部の手当も支給となり、期末、勤勉手当は2.1カ月分支給となります。再任用職員の配置については、技術系は退職時職場を基本に、事務系は毎年度の人事配置計画により決定いたします。なお、再任用に係る職務遂行に必要な高度な知識及び技能を有する者、具体的には保健師等を想定しておりますが、これらについては短時間勤務のほか、フルタイム勤務もあり得ると考えております。

以上が本制度を運用するに当たっての内容であります。今般の条例改正は再任用ができる上限年齢について、条例の第4条に規定する任期の末日を一律本則の65歳を適用せず、平成26年4月1日から平成37年3月31日までの間は段階的に1歳ずつ引き上げていくために新旧対照表にも改正案として記載のとおり、附則に任期の末日に関する特例として盛り込むためのものであります。

それでは、改正条文を朗読いたします。職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例。

職員の再任用に関する条例（平成13年羽幌町条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（任期の末日に関する特例）

4 次の表の左欄に掲げる期間における第4条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで、61年。

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで、62年。

平成31年4月1日から平成34年3月31日まで、63年。

平成34年4月1日から平成37年3月31日まで、64年。

附則、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第3号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号

○議長（室田憲作君） 日程第7、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、鈴木典生君。

○福祉課長（鈴木典生君） ただいま上程されました議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由と内容のご説明を申し上げます。

平成26年3月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行により障害者自立支援法が一部改正され、本条例における規定の整備を行うため、改正しようとするものであります。

配付しております特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表をごらん願います。2ページでございます。左欄、現行の欄、別表（3）、附属機関の委員その他の構成員の区分、第2段目でございます留萌中部障害程度区分認定審査会を右欄、改正後、留萌中部障害支援区分認定審査会に改めるものであります。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表中「留萌中部障害程度区分認定審査会」を「留萌中部障害支援区分認定審査会」に改める。

附則、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第4号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号

○議長（室田憲作君） 日程第8、議案第5号 羽幌町奨学基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

学校管理課長、熊木良美君。

○学校管理課長（熊木良美君） ただいま上程されました議案第5号 羽幌町奨学基金条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容をご説明させていただきます。

平成26年3月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、基金の額について現状に合わせること及び延滞利息を民法の利率に合わせるため、条例を改正しようとするものであります。

羽幌町奨学基金は、昭和48年から修学に必要な資金の一部を貸し付けするために運用しております。当初は2,000万円の基金額でありましたが、当町への医療機関従事者に対する償還免除分を減額したことにより現在は1,472万の額となっております。今回の改正内容は、基金額の上限表記を現在の運営実態に合わせるとともに、償還未納分に際する延滞利息額を当時の利率から民法に規定されている利率へ改正し、加えて字句の修正を行うものであります。

羽幌町奨学基金条例の一部を改正する条例。

羽幌町奨学基金条例（昭和48年羽幌町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別に配付しております資料3ページ、新旧対照表により内容を説明させていただきます。表内の構成は、左側に現行条文を、右側に改正案を、また改正部分には下線を引いて表示しております。第2条中、2,000万円の次に以内を加え、第5条第2号中、年10.75%を年5%に改め、字句の修正として同文中の支払いの送り仮名を削る内容であります。

以上の説明をもちまして、条文の朗読は省略をさせていただきます。

附則、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上であります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（室田憲作君） これから議案第5号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 羽幌町奨学基金条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号～議案第7号

○議長（室田憲作君） 日程第9、議案第6号 羽幌町社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例、日程第10、議案第7号 羽幌町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例、以上2件について関連がありますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

社会教育課長、杉沢敏隆君。

○社会教育課長（杉沢敏隆君） ただいま上程されました議案第6号の提案理由及び内容等についてご説明申し上げます。

羽幌町社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例。

平成26年3月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行により、社会教育法（昭和24年法律第207号）が一部改正され、社会教育委員の委嘱に関する基準を市町村の条例で定める必要があり、あわせて規定の整備を行うため、改正しようとするものでございます。

改正内容でございますが、別紙、羽幌町社会教育委員の定数及び任期に関する条例新旧対照表の改正後（案）の欄をご参照願います。最初に、題名を羽幌町社会教育委員条例に改めます。これは、社会教育委員の定数と任期のみに関するものでございましたが、社会教育委員の委嘱の基準を追加するため、題名を羽幌町社会教育委員条例に定めるものでございます。

次に、第1条については、社会教育委員の設置について規定を新設しております。

第2条については、現行の第1条を第2条とし、見出しに定数等を付して、第1項は前条で委員ということとなるので委員に改め、第2項では委員の委嘱基準及び委嘱についての規定を追加しております。

次に、第3条については、現行の第2条を第3条とし、見出しに任期を付しております。

第4条については、現行の第3条を第4条とし、見出しに解嘱を付して羽幌町を削っております。

附則ですが、この条例は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第7号の提案理由及び内容等についてご説明申し上げます。

羽幌町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例。

平成26年3月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行により、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）が一部改正され、地方青少年問題協議会の会長及び委員に関する基準を市町村の条例で定める必要があり、あわせて規定の整備を行うため、改正しようとするものでございます。

改正内容でございますが、別紙、羽幌町青少年問題協議会条例新旧対照表の改正後（案）の欄をご参照願います。4ページの裏になります。初めに、第2条第1項中、協議会委員を協議会の委員（以下「委員」という。）に改め、並びにを及びに改めます。次に、任命の次に又は委嘱を加え、同条第2項中、学識経験者の中から任命されたを削るものでございます。

第3条の第1項及び第2項を次のように改めるものでございます。

1項につきましては、協議会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2項といたしまして、会長は、協議会の会務を総理する。

附則ですが、この条例は、平成26年5月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第6号 羽幌町社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 羽幌町社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 羽幌町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 羽幌町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号

○議長(室田憲作君) 日程第11、議案第8号 羽幌町介護予防・生活支援事業実施条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、鈴木典生君。

○福祉課長(鈴木典生君) ただいま上程されました議案第8号 羽幌町介護予防・生活支援事業実施条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由と内容のご説明を申し上げます。

平成26年3月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、引用条項等に誤りがあることから、規定の整備を行うため改正しようとするものであります。

配付しております羽幌町介護予防・生活支援事業実施条例新旧対照表をごらん願います。5ページでございます。左欄、現行の欄、第2条、下線部の第1条を右欄、改正後、前条に改め、同様に別表、軽度生活援助・生活管理指導事業の部中にあります生活保護法の次に(昭和25年法律第144号)を加え、法第53条第2項第1号を法第41条第4項第1号に、平仮名のかかるを漢字の係るに、同じく生活管理指導短期宿泊事業及び裏面の生きがい活動支援通所事業の部中につきましてもかかるを漢字の係るに改めるものであります。

介護保険法第53条第2項第1号は、介護予防、訪問介護等のサービスの額を規定しているものでございます。また、法第41条第4項第1号は居宅介護サービスの訪問介護等のサービス費の額を規定しているものでございます。

羽幌町介護予防・生活支援事業実施条例の一部を改正する条例。

羽幌町介護予防・生活支援事業実施条例の一部を次のように改正する。

第2条中「第1条」を「前条」に改める。

別表軽度生活援助・生活管理指導事業の部中「生活保護法」の次に「(昭和25年法律第144号)」を加え、「法第53条第2項第1号」を「法第41条第4項第1号」に、「かかる」を「係る」に改め、同表生活管理指導短期宿泊事業の部中「かかる」を「係る」に改め、同表生きがい活動支援通所事業の部中「かかる」を「係る」に改める。

附則、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(室田憲作君) これから議案第8号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 羽幌町介護予防・生活支援事業実施条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号

○議長(室田憲作君) 日程第12、議案第9号 羽幌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設水道課長、安宅正夫君。

○建設水道課長(安宅正夫君) ただいま上程されました議案第9号 羽幌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容につきまして説明を申し上げます。

平成26年3月11日提出、羽幌町長。

提案の理由は、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料の改定を行うものであります。

次のページをごらんください。本則の改正内容ですが、道路法第39条の委任を受けて定められております道路法施行令第18条及び道路法施行令第19条第3項の改正によりまして、道路占用料の徴収の特例を定めている中から道路法第35条に規定する国の行う事業が削除されたことで、羽幌町道路占用料徴収条例の第7条第1号中の法第35条に規定する事業及びを削る条例の一部改正であります。

次に、羽幌町道路占用料徴収条例第2条関係の別表を改める改正の概要につきましてご説明申し上げます。道路法施行令別表に規定する道路占用料の額を定める所在地区分が3区分から5区分に変更され、道路占用料の額が地価水準の変動などを反映した額に改正されたことに伴い、道路法施行令別表に準じた規定の改正であります。

改正の内容であります。改正別表の一つ一つの朗読と説明は省略させていただきまして、お手元にお配りしております別紙資料6ページの新旧対照表をごらん願います。この表の見方ですが、左に現行の別表、右に改正後の別表を記載しておりまして、別表中の占用料の額を政令では道路占用料の額を定める所在地区分の現行が都の特別区及び人口50万人以上の市の甲地、甲地以外の市の乙地、町村の丙地の3区分ごとに定められておりまして、左の現行の占用料の額は政令による所在地区分、丙地の占用料の額が記載されてございます。

改正の内容は、現行の同一区分内において合併などにより地域によって地価に大きな格差が生まれ、逆転現象が生じている現状から、その適正化を図るために所在地区分の見直しを行う改正がされてございます。具体的には、現行3区分を固定資産税評価額の地価の平均をもとに各市町村の地価の平均を公準に5級地の区分に変更してございます。区分は、第1級地で地価の平均が政令市要件を満たす人口50万人以上の市の地価の平均以上の市町村、第2級地では地価の平均が特別市要件を満たす人口20万人以上の市で都の特別区及び50万人以上の市を除く地価の平均以上の市町村で第1級地以外のもの、第3級地につきましては地価の平均が人口20万人未満の市の地価の平均以上の市町村で第1級地及び第2級地以外のもの、第4級地で地価の平均が町村の地価の平均以上の市町村で第1級地、第2級地及び第3級地以外のもの、そして第5級地、その他の市町村に区分されております。右の改正後の占用料の額は、政令による所在地区分、第5級地の占用料の額を別表中の占有物件の種類ごとに記載してございます。

資料7ページをごらんください。7ページ、左の中段の占有物件の欄の政令の略称を道路法施行令の明確な字句に改正をし、7ページ裏面から8ページの裏面の表中の字句及び項目の修正については道路法施行令別表に準じた改正をしておりますので、内容につきましてはごらんをいただき、省略をさせていただきます。

9ページをごらんください。備考、第6項ですが、別表中の占用料の額を算定できない占有物件の種類のうち、近傍類似地の土地の時価をあらわす内容として、Aは、地方税法（昭和25年法律第226号）第380条の規定により、町に備える固定資産課税台帳に登録された近傍類似の土地の価格を表すものとするに改正するものでございます。

別表の改正については、新旧対照表をもって説明にかえさせていただきたいと思います。

最後に、附則ですが、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、条例制定に係る提案理由の内容説明とさせていただきます。

○議長（室田憲作君） これから議案第9号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 羽幌町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第10号

○議長（室田憲作君） 日程第13、議案第10号 羽幌町教育研究所設置条例を廃止する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

学校管理課長、熊木良美君。

○学校管理課長（熊木良美君） ただいま上程されました議案第10号 羽幌町教育研究所設置条例を廃止する条例につきまして、提案理由とその内容を説明させていただきます。

平成26年3月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、学校教職員の減少等に伴い、職員の負担軽減を図るため、廃止しようとするものであります。

羽幌町教育研究所は、昭和38年に設置され、教育の実態に係る調査研究や教育の改善などに大きな役割を果たしてまいりましたが、子供の減少を背景に教職員数も減少の

状況にあり、教職員における業務負担が過大となっておりました。このため、当該業務を教職員等で構成される羽幌町教育研究協議会へ移行し運営されていることから、本条例を廃止するものであります。

羽幌町教育研究所設置条例を廃止する条例。

羽幌町教育研究所設置条例（昭和39年羽幌町条例第11号）は、廃止する。

附則、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上であります。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（室田憲作君） これから議案第10号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 羽幌町教育研究所設置条例を廃止する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号

○議長（室田憲作君） 日程第14、議案第11号 戸籍事務の一部委託に関する規約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民課長、水上常男君。

○町民課長（水上常男君） ただいま上程されました議案第11号 戸籍事務の一部委託に関する規約について、その提案理由と内容についてご説明申し上げます。

戸籍事務の一部委託に関する規約について。

地方自治法第252条の14第1項の規定により、次のとおり規約を定め、増毛町、小平町、苫前町、初山別村、遠別町及び天塩町の戸籍事務の一部委託を羽幌町が受けることについて、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2第3項本文の規定により議会の議決を求める。

平成26年3月11日提出、羽幌町長。

提案理由であります。戸籍事務について関係町村からその事務の一部委託を受けるため、協議により規約を設けるものであります。

戸籍の電算化については、留萌市を除く管内7町村の共同化により準備を進めている

ところでありまして、戸籍のサーバーを羽幌町に設置し、それを各町村がネットワーク回線で接続し運用していくもので、そのサーバー管理を羽幌町に委託する規約となります。

それでは、規約の内容を説明させていただきます。次ページをごらんいただきたいと思っております。第1条、委託事務の範囲ですが、増毛町から天塩町まで7町村は戸籍事務のコンピューターの管理及び執行に関する事務を次ページの別表に示すとおり羽幌町が受託し、他の6町村は羽幌町に委託するものであります。

第2条、経費の負担であります。委託事務に要する経費は委託町村の負担とし、経費の額及び納付の時期については受託町村と委託町村が協議して定めるものであります。

第3条から第5条は、委託事務に係る予算及び決算の取り扱いについて定めているものであります。

第6条は、委託事務について連絡調整を図るため、連絡会議の開催について定めております。

第7条は、委託事務に適用される条例等を新たに制定、改廃した場合は委託町村に通知することを定めております。

第8条、規約に定めのない事項については、関係町村の長が協議して定めるものとしております。

附則、第1項、この規約は、平成26年4月1日から施行する。

第2項、委託事務の全部又は一部を廃止する場合には、委託事務の執行にかかる収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、受託町村の長がこれを決算する。この場合、決算に伴って生ずる余剰金は、速やかに委託町村に還付しなければならない。

以上でございます。よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（室田憲作君） これから議案第11号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 戸籍事務の一部委託に関する規約については原案のとおり可決されました。

◎議案第12号

○議長（室田憲作君） 日程第15、議案第12号 留萌中部障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、鈴木典生君。

○福祉課長（鈴木典生君） ただいま上程されました議案第12号 留萌中部障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更について。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、留萌中部障害程度区分認定審査会共同設置規約を次のとおり変更する。

平成26年3月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行により障害者自立支援法が一部改正され、本規約における規定の整備を行うため、改正しようとするものでございます。

配付しております新旧対照表10ページをごらん願います。留萌中部障害程度区分認定審査会共同設置規約の新旧対照表でございます。左欄の現行、下線を引いております題名、留萌中部障害程度区分認定審査会共同設置規約を右欄、改正後の留萌中部障害支援区分認定審査会共同設置規約に、同じく第1条の障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に、第2条、留萌中部障害程度区分認定審査会を留萌中部障害支援区分認定審査会に改めるものでございます。

議案に戻っていただき、次のページをお開き願います。留萌中部障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約。

留萌中部障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。留萌中部障害支援区分認定審査会共同設置規約。

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第2条中「留萌中部障害程度区分認定審査会」を「留萌中部障害支援区分認定審査会」に改める。

附則、この規約は、平成26年4月1日から施行する。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第12号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 留萌中部障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に
ついては原案のとおり可決されました。

◎議案第13号

○議長(室田憲作君) 日程第16、議案第13号 留萌地域公平委員会共同設置に関
する規約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、井上顕君。

○総務課長(井上 顕君) 議案第13号 留萌地域公平委員会共同設置に関する規約
の変更について。

それでは、ただいま上程されました留萌地域公平委員会共同設置に関する規約の変更
についての提案理由とその内容につきましてご説明を申し上げます。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の7の規定により、留萌地域公平
委員会共同設置に関する規約を次のとおり変更する。

平成26年3月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、留萌地域公平委員会から留萌地域公平委員会共同設置に
関する規約の一部変更について協議がありましたので、議会の議決を求めるものであり
ます。

この公平委員会は、本町も加入しております公平委員会の事務を行っている執行機関
でございます。今般、当該委員会を組織する構成団体の脱退に伴いまして共同設置規約
を変更するため、地方自治法第252条の7の規定により協議を求められましたので、
議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容につきましては、幌延町及び西天北5町衛生施設組合の脱退申請に伴いま
して、留萌地域公平委員会共同設置に関する規約にあります別表の一部を改正する必要
が生じたためでございます。

それでは、改正条文を朗読いたします。

留萌地域公平委員会共同設置に関する規約の一部を変更する規約。

留萌地域公平委員会共同設置に関する規約(昭和43年留萌支庁管内公平委員会規約
第1号)の一部を次のように変更する。

別表中「、幌延町」及び「、西天北5町衛生施設組合」を削る。

附則、この規約は、平成26年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(室田憲作君) これから議案第13号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 留萌地域公平委員会共同設置に関する規約の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第14号

○議長(室田憲作君) 日程第17、議案第14号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、井上顕君。

○総務課長(井上 顕君) 議案第14号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

それでは、ただいま上程されました北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての提案理由とその内容につきましてご説明を申し上げます。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

平成26年3月11日提出、羽幌町長。

提案の理由でございますが、北海道市町村職員退職手当組合から、北海道市町村職員退職手当組合の規約の一部変更について協議がありましたので、議会の議決を求めるものであります。

この組合は、本町も加入しております職員の退職手当事務を行っている一部事務組合であります。今般、当該組合を組織する構成団体の脱退に伴い組合理約を変更するため、地方自治法第286条第1項の規定により協議を求められましたので、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容につきましては、上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合が解散、脱退することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合理約にあります別表の一部を改正する必要が生じたためでございます。

それでは、改正条文を朗読いたします。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合格約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（上川）の項中「上川中部消防組合」を削り、同表（胆振）の項中「伊達・壮瞥学校給食組合」を削る。

附則、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） これから議案第14号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更については原案のとおり可決されました。

◎議案第15号～議案第20号

○議長（室田憲作君） 日程第18、議案第15号 平成25年度羽幌町一般会計補正予算（第9号）、日程第19、議案第16号 平成25年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第20、議案第17号 平成25年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第21、議案第18号 平成25年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、日程第22、議案第19号 平成25年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第23、議案第20号 平成25年度羽幌町水道事業会計補正予算（第1号）、以上6件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） ただいま提案となりました補正予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

一般会計で既定の予算総額に歳入歳出それぞれ9,070万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ59億9,568万円とするものでございます。

補正をいたします内容は、各事業の完了など執行による減額補正が主なものでありますが、まず歳出においてその主なものを申し上げます。2款総務費、財産管理費におい

て財政調整基金積立金5,244万3,000円の増額は、前年度繰越金の法定積み立て分でございます。

次に、3款民生費、社会福祉費において障がい福祉サービス扶助費910万6,000円と自立支援医療費の更生医療500万円の増額は、障がい福祉サービスの利用対象者増加や利用日数の増加などが主なものでございます。同じく自立支援医療費の育成医療75万6,000円の減額は、北海道からの権限移譲により予算化しましたが、執行見込みがないことから減額するものでございます。

同じく社会福祉費において地域福祉基金積立金7,059万円の増額は、母子友の会等の寄附金を地域福祉基金に積み立てるものでございます。

次に、6款農林水産業費、農業振興費において農業振興センター整備事業補助金140万円の増額は、地場農産物を活用した商品開発促進のための厨房機器等の整備補助で、道の地域づくり総合交付金の補助採択によるものでございます。

次に、8款土木費、道路維持費において除雪委託料2,170万9,000円の増額は、1月末時点において積雪量が昨年よりも少なく稼働状況も少ない状況にありますが、設計稼働時間が少ないこと、労務単価が上昇していること、さらに2月、3月の実行見込みを昨年並みと計算した結果、増額となることから補正するものでございます。

以上で歳出を終わり、次に歳入の主なものを申し上げます。10款地方交付税において普通地方交付税1億3,535万9,000円の増額は、普通地方交付税の決定による増額でございます。

16款財産収入において町有地売払収入1,862万8,000円の増額は、住宅用地として売り払いしている町有地9区画分等の売払収入でございます。

18款繰入金において財政調整基金繰入金1億5,937万円と減債基金繰入金1億円の減額は、収支見込みから減額するものでございます。

次に、国庫支出金や道支出金、町債などの特定財源につきましては、それぞれの事業の確定による減額及び増額などがございますが、そのほとんどは執行による減額が主なものでございます。

以上で一般会計を終わり、次に国民健康保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,474万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ12億503万3,000円とするものでございます。

補正をいたします内容は、歳出で1款総務費において一般職給674万7,000円の減額は、職員の会計間移動及び特例的給与削減等に伴うものでございます。同じく国保オンラインシステム改修委託料126万8,000円の増額は、国の制度改正及びパソコンのOSバージョンアップに伴うシステム改修でございます。

3款後期高齢者支援金等において後期高齢者支援金342万1,000円の増額は、平成25年度医療費決定に伴うものでございます。

6款介護納付金において介護納付金148万9,000円の増額は、平成25年度の

介護給付費納付金決定に伴うものでございます。

7款共同事業拠出金において高額医療費共同事業医療費拠出金320万2,000円の減額と同じく高額医療費共同事業交付金20万4,000円の減額及び保険財政共同安定化事業拠出金391万8,000円の減額は、拠出金及び交付金の確定に伴う補正でございます。

8款保健事業費において臨時職員賃金200万円の減額は、保健師の雇用対象者がいなかったことによるものでございます。

9款諸支出金において療養給付費等負担金返還金2,359万2,000円と調整交付金返還金104万5,000円の増額は、療養給付費及び調整交付金確定に伴う返還金でございます。

歳入では、ただいま説明いたしました各事業の確定に伴う減額及び増額が主なものでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ69万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,270万6,000円とするものでございます。

補正をいたします内容は、歳出で2款後期高齢者医療広域連合納付金において事務費負担金82万円の減額と療養給付費負担金12万6,000円の増額は、平成25年度負担金確定に伴うものでございます。

歳入は、歳出に伴う繰入金をそれぞれ増減するものでございます。

次に、介護保険事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ124万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,572万1,000円とするものでございます。

補正をいたします内容は、保険事業勘定で1款総務費において介護保険システム改修委託料75万1,000円の増額は、介護報酬改定等に伴う改修費で委託料の2分の1は国庫補助となっております。

2款保険給付費において高額介護支援サービス費121万4,000円の増額は、高額介護支援サービス費の増額見込みによるもので、歳入につきましては保険給付費の増額分に応じた一般会計繰入金等を見込んでいます。

サービス事業勘定では、1款総務費において一般職給30万1,000円の減額は、特例的給与削減等に伴うものでございます。

2款事業費において補正額290万4,000円の減額は、介護支援専門員配置事業において雇用対象者がいなかったことによるものでございます。

歳入につきましては、歳出の減額分に応じた一般会計繰入金等を減額するものでございます。

次に、下水道事業特別会計の補正につきましてご説明申し上げます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2,686万2,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それ

ぞれ4億4,563万8,000円とするものでございます。

歳出で、1款総務費において一般職給32万7,000円の減額は、特例的給与削減に伴うものでございます。同じく水洗便所改造等補助金110万円の減額は、執行残による減額でございますが、施設管理費の補正額98万3,000円の減額と2款事業費の補正額2,373万6,000円の減額は、いずれも執行残による減額でございます。

3款公債費において利子償還金71万6,000円の減額は、一時借入金の利子償還金の減額となるものでございます。

歳入では、それぞれの事業確定に伴う負担金や分担金、使用料の増額、補助金の繰入金、町債の減額となっております。

続きまして、水道事業会計の補正につきましてご説明申し上げます。収益的収入及び支出について、特例的給与削減の実施に伴い、営業費用29万6,000円を減額し、予算の総額を2億2,470万4,000円とするものでございます。なお、資本的収支についての補正はございません。

以上、今回補正をいたします予算の主な内容であります。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長（室田憲作君） 次に、財務課長から内容説明を求めます。

財務課長、三浦義之君。

○財務課長（三浦義之君） 続きまして、私から内容をご説明申し上げます。

一般会計、19ページの歳出からご説明をいたします。2款総務費、一般管理費において留萌地域電算共同化将来システム移行事業負担金56万1,000円の減額と留萌地域戸籍業務電算共同化事業負担金273万9,000円の減額は、いずれも執行残に伴う負担金の減額でございます。

同じく財産管理費において実施設計等委託料188万4,000円の減額は、旧旅客上屋解体工事实施設計業務において委託から直営としたことによる減額と火葬場の解体設計費の執行残によるものでございます。同じく公共施設排水設備接続設計業務委託料220万円の減額は、下水道接続工事設計業務を直営としたことに伴う減額でございます。20ページをお開き願います。同じく町有施設解体業務委託料104万円の減額は、旧旅客上屋解体工事の執行残によるものでございます。

企画費において地域おこし協力隊員報酬114万円の減額は、当初予定していた3名一斉での採用とならなかったことから執行残が生じ減額するもので、関連するものとしては特別旅費50万円、燃料費31万5,000円、修繕料158万1,000円、自動車借り上げ料41万3,000円の減額となっております。特別旅費において79万3,000円のうち50万円は、ただいま説明いたしましたとおりでございます。残額の29万3,000円は、企業誘致推進事業に伴う旅費の執行残でございます。同じく手数料49万6,000円と再生可能エネルギー等導入設計業務委託料49万円、器具等購入費12万6,000円の減額は羽幌町エコアイランド構想事業の執行残によるもので

ございます。同じく国際交流事業補助金25万円の減額は、羽幌高等学校生徒の短期留学国際交流事業が政治不安等から事業中止となったことによる減額でございます。同じくまちづくり事業基金積立金12万8,000円の増額は、市街地活性化推進事業等を目的とした寄附者からの積立金でございます。次のまちづくり応援基金積立金29万8,000円の増額は、海鳥保護や自然保護、まちづくり等を目的とした寄附者からの積立金でございます。

22ページをお開き願います。自治振興費において害虫等駆除委託料27万円の減額は、スズメバチ駆除について委託から直営で行ったことによる減額でございます。同じく離島航路事業運営補助金54万6,000円の減額は、離島航路欠損補助金の経営改善カット分を予算措置しておりましたが、補助対象となったことから減額するものでございます。

23ページで3款民生費、社会福祉費において国民健康保険事業特別会計繰出金74万3,000円の減額は、人事異動に伴う人件費の減額と保健師配置事業の減額が主なものでございます。

24ページをお開き願います。介護福祉費においてデイサービスセンター改修工事請負費51万8,000円の減額と入浴サービス用備品購入費11万8,000円の減額は、いずれも執行残による減額でございます。次の老人福祉施設措置費53万3,000円の減額は、措置対象者の減少によるものでございます。同じく介護保険事業特別会計繰出金26万6,000円の減額は、介護支援専門員の対象者がいなかったことによる減額が主なものでございます。

後期高齢者医療費において療養給付費負担金60万2,000円の減額と後期高齢者医療特別会計繰出金69万4,000円の減額は、療養給付費負担金及び事務費の確定に伴う減額でございます。

25ページで4款衛生費、保健衛生費において二次救急医療体制確保に係る負担金22万9,000円の増額は、留萌地域活性化協議会において基金対応していた留萌地域の二次救急医療体制について、基金廃止により構成市町村で負担することとなった増額補正でございます。次の医師研究資金等貸付金2,100万円の減額と助産師看護師修学資金貸付金180万円の減額は、実績によるものでございます。

じんかい処理費において羽幌町外2町村衛生施設組合負担金1,783万4,000円の減額は、入札執行残及び特例的給与削減による歳出の減と前年度繰越金、処理手数料等歳入の増加に伴う構成市町村負担金が減額となったものでございます。羽幌産業廃棄物埋立処理場適正化事業補助金25万2,000円の減額は、施設概算設計等事業実績が下回ったことによるものでございます。

26ページをお開き願います。6款農林水産業費、地籍調査費において地籍調査委託料1,670万円の減額は、道予算の関連から執行額が減額となるものでございます。

町有林費において測量調査等委託料900万円の減額は、事業採択がおくれたことか

ら次年度で測量調査及び林道整備を行うもので、草刈り委託料22万円の減額と町有林整備工事請負費11万6,000円の減額は、執行残によるものでございます。

28ページをお開き願います。林業振興費において清掃委託料17万6,000円の減額は、天売島ノゴマ館トイレ清掃委託料の執行残によるものでございます。未来につながる森づくり推進事業補助金69万5,000円の増加は、造林計画による当初事業において実績が上回ったことによるものでございます。林業構造改善事業補助金返還金15万円の減額は、羽幌木材加工協同組合の補助金返還確定に伴う減額でございます。

7款商工費、観光費においてリバーサイド施設改修工事請負費324万円の減額は、サンセットプラザ改修事業で屋上防水工事等の執行残によるものでございます。同じく文化スポーツ振興事業補助金96万円の減額は、合宿誘致事業実績による執行残によるものでございます。

30ページをお開き願います。8款土木費、道路維持費において燃料費90万7,000円の増額は、離島地区除雪車両等の燃料費増加によるものでございます。同じく除雪機械等購入費4,483万1,000円の減額は、除雪車両2台の予算措置を行っておりましたが、交付金決定が1台のため減額するものでございます。

31ページにおいて道路整備工事請負費163万7,000円の減額は、事業完了による執行残によるものでございます。

都市計画管理費において下水道事業特別会計繰出金2,533万9,000円の減額は、事業完了による執行残が主なものでございます。

32ページをお開き願います。9款消防費において北留萌消防組合負担金1,831万7,000円の減額は、デジタル無線実施設費や化学消防ポンプ車購入等の減額及び前年度繰越金の増額等に伴う負担金の減額でございます。

10款教育費、教育振興費において私立幼稚園就園奨励費補助金311万1,000円の減額は、執行残によるものでございます。

同じく学校管理費において臨時職員賃金146万2,000円の減額は、焼尻小学校管理運営事業において事務職員を予算措置しておりましたが、対象者がいなかったことによる減額でございます。同じく特殊建物定期調査報告業務委託料42万円の減額は、直営による減額でございます。

34ページをお開き願います。学校保健衛生費において教職員成人病検診等委託料26万5,000円の減額と児童生徒検診委託料10万3,000円の減額は、受診者が少なかったことによるものでございます。

35ページで、11款災害復旧費において公共土木施設災害復旧費全体で1,969万円の減額は、実績がなかったことによる消耗品等の減額でございます。

36ページをお開き願います。13款諸支出金において職員給与費2,686万7,000円の減額は、職員の退職及び特例的給与削減等に伴うものでございます。

次のページにつきましては、一般職給与の状況でございます。

以上が一般会計の補正内容でございますが、国民健康保険事業特別会計など各特別会計の補正内容につきましては町長からの提案理由説明をもって私からの説明は省略をさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。
○議長（室田憲作君） 昼食のため暫時休憩します。

休憩 午前 11時47分

再開 午後 1時00分

○議長（室田憲作君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。審議の方法については、各会計ごとに歳入歳出一括して質疑を行い、それぞれ討論、採決の順に従い、審議を進めることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定しました。

これから議案第15号 平成25年度羽幌町一般会計補正予算（第9号）について歳入歳出一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 平成25年度羽幌町一般会計補正予算（第9号）は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 平成25年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について歳入歳出一括して質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（室田憲作君） これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 平成25年度羽幌町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 平成25年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 平成25年度羽幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 平成25年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 平成25年度羽幌町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 平成25年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 平成25年度羽幌町下水道事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号 平成25年度羽幌町水道事業会計補正予算(第1号)について歳入歳出一括して質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号 平成25年度羽幌町水道事業会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時06分

再開 午後 1時10分

○議長(室田憲作君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第1号～議案第2号、議案第21号～議案第28号

○議長(室田憲作君) 日程第24、議案第1号 羽幌町中小企業経営安定支援基金条例、日程第25、議案第2号 羽幌町企業振興促進条例、日程第26、議案第21号 平成26年度羽幌町一般会計予算、日程第27、議案第22号 平成26年度羽幌町国民健康保険事業特別会計予算、日程第28、議案第23号 平成26年度羽幌町後期高齢者医療特別会計予算、日程第29、議案第24号 平成26年度羽幌町介護保険事業特別会計予算、日程第30、議案第25号 平成26年度羽幌町下水道事業特別会計予算、日程第31、議案第26号 平成26年度羽幌町簡易水道事業特別会計予算、日程

第32、議案第27号 平成26年度羽幌町港湾上屋事業特別会計予算、日程第33、議案第28号 平成26年度羽幌町水道事業会計予算、以上10件を一括議題とします。

これから各議案の提案理由の説明を求めることとします。

日程第24、議案第1号 羽幌町中小企業経営安定支援基金条例について提案理由の説明を求めます。

産業課長、江良貢君。

○産業課長（江良 貢君） ただいま上程されました議案第1号 羽幌町中小企業経営安定支援基金条例について、提案理由並びに内容についてご説明を申し上げます。

羽幌町中小企業経営安定支援基金条例。

平成26年3月11日提出、羽幌町長。

提案理由であります。この条例は羽幌町内の小規模企業者に対し、経営安定資金を貸し付けし、企業の育成振興、経営安定を図るため、羽幌町中小企業経営安定支援基金を設置し、不測の事態における資金ショート等リスクを回避すべく、つなぎ資金の貸し付けを早期に対応できるよう新たに制定しようとするものでございます。

それでは、各条文の内容をご説明申し上げます。次ページをごらんください。第1条、設置であります。先ほど説明した基金を設置する規定であります。

第2条、基金の額は、1,000万円とする。

第3条、管理方法を定めており、金融機関への預金等確実かつ有利な方法により保管する旨の規定となっております。

第4条、運用益金の処理について、収益は一般会計の歳入予算にて収納する旨を規定をしております。

第5条は定義ですが、第1条で対象となる小規模企業者の要件について規定しております。

第6条、貸し付けの対象者について、羽幌町中小企業特別融資制度要綱により融資を受けられる見込みの者などについて規定しております。

第7条は、貸し付けの条件を定めております。1号で貸付回数は1年度に1回限り、2号で貸付限度額は100万円以内、3号で貸付期間は30日以内としており、これはさきに説明したつなぎ融資として短期に設定したものであります。第4号で償還方法は一括償還、第5号で貸付利率は無利子、第6号で担保は無担保としております。第7号で保証人は連帯保証人1名を必要とする。ただし、法人の場合は当該法人の代表者を連帯保証人とする。第8号、再貸し付けの制限、貸付金の償還を遅延した場合は、償還後1年間は貸し付けしないものとする。

第8条、委任、この条例に定めるもののほか、基金の管理等に関し必要な事項は別に定める旨の規定であります。

附則、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） 日程第25、議案第2号 羽幌町企業振興促進条例について提案理由の説明を求めます。

産業課長、江良貢君。

○産業課長（江良貢君） ただいま上程されました議案第2号 羽幌町企業振興促進条例の全部改正について、提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

羽幌町企業振興促進条例。

平成26年3月11日提出、羽幌町長。

提案理由であります。この条例は昭和60年6月に制定されたものであり、改正するに当たり、抜本的に見直しをしようとするものであります。これまでは、この条例で製造業者が事業場を新設または増設しようとするものに対して、投資額と新規雇用をベースに課税免除や補助金の交付等の助成を行ってまいりました。しかしながら、補助金交付に関しては投資額1,000万円以上あるいは500万円以上で新規雇用2名以上の事業者に対し投資額の10%、限度額が200万円となっており、投資に見合う補助制度とは言えませんでした。道内他町村と比較しても魅力に乏しく、企業誘致や町内業者の設備投資意欲を刺激することもままならない状況であります。

このたび条例を28年ぶりに全面改正し、3つに大きく分けた助成条例となっております。1つは、事業場立地に関係して、これまで製造業のみが対象であった事業者情報関連産業、新エネルギー供給業、物流関連産業等を新たに加え、事業場の新增設に係る投資額の20%、限度額を1,000万円に引き上げております。また、従前どおり固定資産税の免除を継続するとともに、浜町の事業用地等の活用を想定した町有地を10年以内で無償貸与できるようにするなど企業誘致や地場企業の設備投資に寄与することで本町経済が活性化することを期待しております。

第2には、中小企業者に対し新たな助成制度を設けております。創業者に対する借入れ資金の利子補給と店舗家賃の助成、中小企業者の新製品開発費用とそれに係る機器導入費用の助成、空き店舗を活用し、商店街振興を図るための店舗改修費用助成です。これにより企業者が独自商品の開発や研究などに取り組みやすくなることと地場製品の活用など、より連携できることになると期待をしております。

第3には、離島観光振興のための事業助成を設けております。内容は、離島観光事業者が行う設備の改修または更新事業に関する助成、離島で事業を営む中小企業者が行う従業員住宅の取得や改修事業助成、離島観光事業者が行う町外からの労働者確保事業助成など観光客が満足できる施設設備に近づけたり、従業員の環境が改善されるよう離島観光事業を側面からバックアップしていきたいと考えております。

以上が大まかな制度の内容であります。これまでの条例と比較した資料をお手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

次に、各条文の内容でございますが、その要旨を説明させていただきます。第1条、目的であります。この条例は羽幌町における企業の振興を促進するため、羽幌町にお

ける企業の必要な助成措置を行うことで地域経済の活性化に資することを目的としている旨を規定しております。

第2条は、用語の意義を定めており、事業場や中小企業者、空き店舗などの定義を規定しているものであります。

第3条は、事業場の立地に関する助成内容を規定しております。1点目は固定資産に関する課税の免除、2点目は投資額に対する助成、3点目は土地、建物のあっせんや道路、水道等の公共施設の整備等の特別助成についてであります。

第4条、第5条、第6条は、第3条で申し上げた内容の詳細を定めた規定となっております。

第7条は、助成措置の承継を定めたもので、事業譲渡により承継するものに対して引き続き残期間その措置を行う旨の規定となっております。

第8条から第10条までは、中小企業者等に対して創業支援や新製品の開発費用、製造に係る機械設備の導入、空き店舗を活用するものに対して改修費用の助成に関する規定を定めております。

第11条は、離島地区の観光振興等を図るための大きく3点の補助メニューを規定しております。1項1号で規定している離島観光事業者が行う設備の改修または更新事業については、第2項で費用が100万円以上を対象に費用の2分の1を500万円を限度に補助金を交付する旨を定めております。1項2号で規定している離島で事業を営む中小企業者が行う自社の従業員用住宅取得及び改修事業については、第3項で費用が100万円以上を対象に費用の2分の1を300万円を限度に補助金を交付する旨を定めております。1項3号で規定している離島観光事業者が行う町外からの労働者確保事業については、第4項で30日以上観光事業に従事する者を対象とし、往復の交通費が5万円以上を対象に費用の2分の1を20万円を限度に補助金を交付する旨を定めております。

第12条は、財産処分の制限を、第13条は補助事業者等に対して報告を求めること、実地調査を行う旨の規定を定めております。

第14条は指定及び助成措置の取り消し規定、第15条はこの条例の施行に関し、必要な事項を規則で定める旨の委任規定となっております。

附則、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

なお、経過措置として、この条例の施行の前日に事業場の新設もしくは増設に着手したのものについては、なお従前の例による旨を規定しております。

以上、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（室田憲作君） 次に、日程第26、議案第21号、日程第27、議案第22号、日程第28、議案第23号、日程第29、議案第24号、日程第30、議案第25号、日程第31、議案第26号、日程第32、議案第27号、日程第33、議案第28号の各会計予算について提案理由の説明を求めます。

町長、舟橋泰博君。

○町長（舟橋泰博君） ただいま提案となりました平成26年度各会計予算につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

我が国の経済は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢の効果もあって、実質GDPが4四半期連続でプラス成長となるなど日本経済は着実に上向いています。しかしながら、景気回復の実感は中小企業、小規模事業者や地域経済にはいまだ十分浸透しておらず、業種ごとの業況にはばらつきが見られ、物価動向についてもデフレ脱却は道半ばであります。

国の平成26年度予算につきましては、昨年12月24日に閣議決定され、本年1月24日国会に提出されましたが、その予算編成に当たり基本的な考えとして強い日本、強い経済、豊かで安全、安心な生活の実現のため、成長戦略の実行として日本産業再興プランや戦略市場創造プラン、国際展開戦略の3つのアクションプランに取り組むこと、東日本大震災からの復興の加速、個人の能力、個性を伸ばすための基盤強化、地域活性化などで安全、安心で持続可能な経済社会の基盤確保が示されております。

地方財政ベースでは、歳入歳出規模は8兆3,700億円で、前年度対比1兆4,546億円、1.8%の増加となっております。また、公債費等を除く地方一般歳出で見た場合は6兆7,500億円で、前年度対比1兆3,300億円、2%の増加となっております。地方交付税は1兆6,855億円で、地方財政計画の出口ベースで前年度対比1,769億円、1%の減少となっております。また、地方交付税の振りかえ措置としての臨時財政対策債は5兆5,952億円で、前年度対比6,180億円、9.9%の減少となっており、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税の総額は2兆4,807億円で、前年度対比7,949億円、3.4%の減少となっております。また、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税、臨時財政対策債及び地方譲与税の一般財源総額は6兆3,577億円となり、前年度対比6,051億円、1.0%の増加となっており、羽幌町の平成26年度予算への影響の主な点について申し上げます。先ほど申し上げましたとおり、地方交付税及び臨時財政対策債を合わせた前年度対比では3.4%の減少となっていることから、これらの減収を見込んで予算編成を行ったところでございます。また、消費税の増税や自動車取得税の減税が本年4月から予定されていることから、該当となる経費や交付金等の増減収を見込んでおります。このような状況のもと、予算編成に当たりましてはこれまでの実績や効果等を踏まえた事業を推進していくことはもとより、まちづくりの指針である羽幌町総合振興計画の実現を念頭に置いた予算編成としております。また、まちづくりを進めていく上でさまざまな課題や新たな行政需要への対応など、情勢の変化に的確かつ迅速に対応しながら計画を着実に推進するとともに、徹底した行財政改革により持続可能な財政運営を行うために次の考え方に基づき予算編成を行ったものであります。

まず、歳入についてですが、自主財源である町税は経済状況をしっかりと把握し、徴

収率の向上、滞納対策の適正な執行により確実な収入を見込むものであります。また、後年度への財政負担を伴う町債の借入れは有利な起債を優先しつつ、事業内容を精査しながら借入れの判断をしたところでございます。次に、歳出についてですが、1点目は徹底した行財政改革であり、事業の廃止や縮小等を図り、事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底することであり、2点目は、公共施設マネジメント計画の推進であり、公共施設の維持管理費についてライフサイクルコストを考慮した効率的な管理により施設の長寿命化を図るとともに、緊急性、必要性、優先度を見きわめ、適切に予算反映させることであり、3点目は、普通建設事業費の抑制であり、健全財政による町政運営を確保し、将来世代に過度の負担を転嫁することのないよう考慮するものであります。4点目は、政策的事業の推進であり、既存事業の縮小や廃止等により捻出した財源の範囲内で政策的な事業を積極的に推進するものであります。5点目には、町民の声、現場の声の反映、住民ニーズへの対応であり、町政懇談会や議会等での要望について、効果や必要性を十分精査した上で予算に反映させるものであります。6点目は、予算編成の積極的な公表であり、予算の透明性の確保を図るため、限られた財源をいかに効率よく効果的な事業に配分したかなどについてわかりやすく公表するものであります。

これらの点を考慮しながら編成いたしました各会計予算の概要について申し上げます。予算の状況ですが、一般会計61億7,000万円と6つの特別会計を合わせた予算の総額は90億3,700万円で、前年度対比6億2,820万円、7.5%の増加となっております。

次に、歳入予算の主な状況ですが、地方譲与税等で1億8,893万2,000円、前年度対比3,833万4,000円、25.5%の増加は、地方消費税交付金が主な増加でございます。地方交付税は30億5,272万6,000円、前年度対比1,875万9,000円、0.6%の減少を見込んでおります。これは、前年度決定予定額から国の動向を考慮して算出したものでございます。繰入金は4億4,600万3,000円、前年度対比6,827万4,000円、18.1%の増加は、減債基金及び財政調整基金の増加によるものでございます。

歳出予算の状況で、経常費は総額44億2,970万1,000円、前年度対比4,689万7,000円、1.1%の増加で、臨時費では総額17億4,029万9,000円、前年度対比4億5,310万3,000円、35.2%の増加となっており、合計では5億円、8.8%の増加となったものでございます。

次に、26年度の主な事業について何点かご説明申し上げます。事務改善では、戸籍業務の電算化と総合行政システムの共同利用化を図り、防災関連では消防救急無線のデジタル化を図るとともに、災害対応特殊消防ポンプ自動車を更新して火災防衛活動や災害活動への対応を充実させるものでございます。福祉対策としては、幼保連携型の認定こども園保育所運営事業を予定し、医療対策として医師確保対策事業や助産師、看護師確保対策事業を継続し、医師及び看護師などの確保を目指すものでございます。生活環

境では、産業廃棄物埋立処分場適正化事業の実施設計費等の補助で、処理場の適正化を図り、汚水処理施設共同整備事業は本年度から2カ年計画で実施し、生活環境の改善を図るものでございます。環境対策としては、再生可能エネルギー導入による低炭素社会を目指す羽幌町エコアイランド構想の実現を図ります。次に、産業振興でございますが、企業振興を応援する支援制度として企業振興促進条例を全面的に見直し、企業誘致や創業支援、新製品開発、空き店舗活用、離島の観光振興を目指しております。商業振興としては、中心市街地の活性化を図るため、商業複合施設ハートタウンはぼろの購入を予算化しております。教育関連では、羽幌小学校改築事業の実施設計費を見込み、給食センターにおいては計画的な設備の更新を図るため、食器洗浄機取りかえ等の更新を行います。そのほか、多くの事業を予算化しておりますが、内容につきましては担当課長から説明をいたします。

以上で一般会計を終わらせていただきまして、特別会計予算の概要についてご説明申し上げます。まず、国民健康保険事業特別会計ですが、予算の総額は11億7,300万円で、前年度対比1,500万円、1.3%の減少となっております。これは、一般被保険者の療養給付費の減少が主な要因でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。予算の総額は1億2,500万円で、前年度対比1,160万円、10.2%の増加となっております。これは、後期高齢者医療広域連合納付金で対象者の増加による負担金410万円と低所得者対策の保険料軽減分としての保険基盤安定拠出金776万円の増加が主な要因でございます。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。保険事業勘定及びサービス事業勘定を合計した予算の総額は9億7,000万円で、前年度対比5,900万円、6.5%の増加となっております。これは、保険事業勘定の保険給付費において介護サービス等給付費1,322万円の増加及びサービス事業勘定において特別養護老人ホーム中庭造成工事597万4,000円と公債費の特別養護老人ホーム改築に伴う起債の増加が主な要因でございます。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。予算の総額は5億3,800万円で、前年度対比6,550万円、13.9%の増加となっております。これは、事業費で汚水処理施設共同整備事業工事委託料1億2,800万円の増加が主な要因でございます。

次に、簡易水道事業特別会計について申し上げます。予算の総額は4,000万円で、前年度対比70万円、1.7%の減少となっておりますが、公債費58万9,000円の減少が主な要因でございます。

次に、港湾上屋事業特別会計について申し上げます。予算の総額は2,100万円で、前年度対比780万円、59.1%の増加となっております。これは、港湾施設費において天売港旅客上屋トイレ改修事業1,765万4,000円の増加が主な要因でございます。

続きまして、水道事業会計について申し上げます。業務の予定量は、給水戸数3,458戸、年間総給水量は95万トンを見込み、収益的収支では給水収益2億2,966万5,000円など、水道事業収益総額2億4,900万円に対し、支出では浄水場運転管理委託料など原水及び浄水費に5,581万6,000円、量水器取りかえ工事など配水及び給水費に4,882万2,000円、人件費等内部管理経費を計上する総務費に3,529万3,000円、減価償却費に5,991万3,000円、企業債利息に1,833万5,000円など、水道事業費用総額は2億3,000万円を予定した結果、収支差し引き1,900万円の黒字となる見込みでございます。

次に、資本的収支では、支出で建設改良費に1,379万6,000円、企業債償還金に5,115万2,000円で総額6,494万8,000円となりますことから、予定収入がありませんので、全額を損益勘定留保資金により補填しようとするものでございます。今後も業務の効率化、コスト削減による経営の健全化を図り、長期的な視点に立った企業運営に一層の経営努力をいたす所存でございます。

以上が平成26年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計予算の概要でございます。

最後に、日本の経済は経済財政政策によりデフレ脱却への期待や雇用や所得環境の改善、消費の増加、企業収益の改善など穏やかな景気回復に向けた動きが期待されておりますが、海外景気の下振れリスクには引き続き注視する必要があります。また、羽幌町におきましても人口の減少による景気の低迷が懸念されますが、今後の行財政の維持運営には行政の果たすべき役割を確認しながら、事務事業の見直しはもとより、事業の緊急性や重要性、効率性を考慮し、行政コストの適正化に取り組むとともに、橋梁や都市公園の長寿命化計画、さらに公共施設マネジメント計画を取り入れた長期財政計画を策定し、将来にわたり健全な財政運営が堅持できるよう努めてまいりたいと思っておりますので、今後とも議員各位のご理解、ご協力を賜りたいと存じます。

以上で平成26年度予算提案理由の説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（室田憲作君） 以上で予算並びに予算関連議案の提案理由の説明を終わります。

◎発議第1号

○議長（室田憲作君） 日程第34、発議第1号 羽幌町各会計予算特別委員会の設置並びに委員の選任についてを議題とします。

提案理由は、平成26年度予算並びに予算関連議案を審査するため特別委員会を設置しようとするものであります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております本案については、羽幌町議会委員会条例第4条の規定に基づき、全員の議員をもって構成する特別委員会を設置し、同委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は全員の議員をもって構成する羽幌町各会計予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時44分

○議長(室田憲作君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長の互選の結果、委員長に5番、船本秀雄君、副委員長に4番、寺沢孝毅君と決定したので、報告いたします。

◎休会の議決

○議長(室田憲作君) お諮りします。

各会計予算特別委員会の予算審議のため、これから3月14日の各会計予算特別委員会閉会まで休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(室田憲作君) 異議なしと認めます。

したがって、これから3月14日の各会計予算特別委員会閉会まで休会とすることに決定しました。

ただし、会議規則第10条第3項の規定により、休会中であっても予算特別委員会終了次第本会議を開きます。

◎散会の宣告

○議長(室田憲作君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午後 1時45分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

羽幌町議会議長

署名議員

署名議員